

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	平和不動産株式会社			コード	8803
提出日	2018/5/29	異動(予定)日	2018/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2018年6月26日開催の定時株主総会に社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	藍澤 基彌	社外取締役	○												○					有
2	齊田 國太郎	社外取締役	○																○	有
3	増井 喜一郎	社外取締役	○												○					有
4	太田 順司	社外取締役	○												○				新任	有
5	広瀬 雅行	社外監査役	○								△									有
6	椿 慎美	社外監査役	○																○	有
7	関根 淳	社外監査役	○												○				新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	藍澤基彌氏が代表取締役社長を務める藍澤證券株式会社と当社との間に取引関係等はありません。 また、当社と同社とはお互いの株式を保有しておりますが、同社による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における当社の主要株主(基準:当社発行済株式総数の10%以上)の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。	藍澤基彌氏は、証券会社の代表取締役社長を務めており、経営者としての実績を有しております。証券・金融における深い知識と、会社経営における経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、取締役として経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員として選任しております。
2	齊田國太郎氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」に定める各項のいずれにも該当いたしません。	齊田國太郎氏は、高松、広島、大阪の各高等検察庁検事長を務めた経験を持ち、その後弁護士として企業法務に携わっているほか、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、法曹界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、取締役として経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員として選任しております。
3	増井喜一郎氏が理事長を務める公益財団法人日本証券経済研究所と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益(連結売上高)の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における当社の主要な取引先(基準:当社連結営業収益(連結売上高)の2%超)の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。	増井喜一郎氏は、公益財団法人日本証券経済研究所および日本投資者保護基金の理事長を務めております。これまで直接経営に関与された経験はありませんが、金融・証券界で培われた専門的な知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場により当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、取締役として経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員として選任しております。
4	太田順司氏が副会長を務める日本証券業協会と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益(連結売上高)の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における当社の主要な取引先(基準:当社連結営業収益(連結売上高)の2%超)の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。	太田順司氏は、新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)の取締役を務めた経験を持ち、経営者としての実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、独立した客観的な立場から当社の取締役会の監督機能の強化等に適切な役割を担い、取締役として経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有するものと判断し、独立役員として選任しております。

5	<p>広瀬雅行氏が過去に監査役を務めていた株式会社東京証券取引所と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、同氏は2009年6月の同社監査役就任以降、業務執行していないことから、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における過去要件（基準：社外役員の独立性基準（1）～（7）の過去3年間）に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。</p>	<p>広瀬雅行氏は、株式会社日本取引所グループの取締役（監査委員）、株式会社東京証券取引所の監査役および公益社団法人日本監査役協会の会長を務めた経歴を持ち、監査役としての実績を有しております。 監査役としての専門的な知識、経験等を、独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる人物であると判断したことから、社外監査役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」により、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。</p>
6	<p>樫根美氏は、当社との間に取引関係等はなく、当社が定める「独立役員の独立性判断基準」に定める各項のいずれにも該当いたしません。</p>	<p>樫根美氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識、経験等を、独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる人物であると判断したことから、社外監査役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれなく、独立性を有するものと判断し、独立役員として選任しております。</p>
7	<p>関根淳氏が常務執行役員を務める岡三証券株式会社と当社との間には、不動産賃貸に係る取引がありますが、取引額の占める割合は当社連結営業収益（連結売上高）の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における当社の主要な取引先（基準：当社連結営業収益（連結売上高）の2%超）の業務執行者に該当いたしません。 また、同氏が執行役員を務めていた株式会社岡三証券グループとはお互いの株式を保有しておりますが、同氏による当社株式保有割合は当社発行済株式総数の1%未満であり、同氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」における当社の主要株主（基準：当社発行済株式総数の10%以上）の業務執行者に該当しないため、同基準に定める各項のいずれにも該当いたしません。</p>	<p>関根淳氏は、日本銀行において培われた深い知識と証券会社における会社経営の経験等を、独立した客観的な立場により当社の監査体制に活かすことができる人物であると判断したことから、社外監査役として選任しております。 また、左記「該当状況についての説明」に記載のとおり、同氏は当社との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれなく、独立性を有するものと判断し、独立役員として選任しております。</p>

#### 4. 補足説明

##### 独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という。）について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の2. に掲げる基準に該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

##### 1. 社外役員の選任方針

社外役員の選任に当たっては、当人と間に人的関係、資本的關係、取引関係その他利害関係がないことが望ましいと考えています。ただし、当社の業容をよく理解し、当社の事業展開上、有益な役割が期待し得ることも重視しています。

##### 2. 社外役員の独立性基準

- (1) 当社の主要な取引先の業務執行者 ※注1、注2
- (2) 当社を主要な取引先とする者の業務執行者 ※注3
- (3) 当社の主要な借入先の業務執行者 ※注4
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等 ※注5
- (5) 当社から多額の寄付を受けている者の業務執行者 ※注6
- (6) 当社の主要株主の業務執行者 ※注7
- (7) 上記(1)～(6)に該当する者の近親者 ※注8
- (8) 上記(1)～(7)に過去3年間において該当していた者

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役および執行役員をいう。  
 2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。  
 3. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結営業収益の2%を超える額の支払いを当社から受けている者をいう。  
 4. 「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2%を超える額の融資を当社に行っている者をいう。  
 5. 「多額の金銭その他の財産」とは、年間1,000万円を超える額の支払いをいう。  
 6. 「多額の寄付」とは、年間1,000万円を超える額の寄付をいう。  
 7. 「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10%以上の株式を有している株主をいう。  
 8. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。